

○東京藝術大学会計事務取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成18年4月20日 平成25年10月24日
平成27年5月14日 平成31年1月8日

(趣旨)

第1条 本学における会計事務取扱いについては、東京藝術大学経理規則（以下「経理規則」という。）及びその他別段の定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(勘定科目表)

第2条 経理規則第2条に規定する勘定科目については、別表第1の勘定科目表のとおりとする。

(帳簿の様式)

第3条 経理規則第3条に規定する帳簿の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 総勘定元帳 | 別紙様式第1号 |
| (2) 合計残高試算表 | 別紙様式第2号 |
| (3) 予算執行状況表 | 別紙様式第3号 |
| (4) 補助簿 | 別紙様式第4号1～3 |
| ア 現金出納帳 | (別紙様式第4号1) |
| イ 固定資産台帳 | (別紙様式第4号2) |
| ウ 小口現金出納帳 | (別紙様式第4号3) |

(伝票の様式)

第4条 経理規則第4条に規定する伝票の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 振替伝票 | 別紙様式第5号 |
| (2) 入金伝票 | 別紙様式第6号 |
| (3) 出金伝票 | 別紙様式第7号 |
| (4) 未収金計上傳票 | 別紙様式第8号 |
| (5) 未払金計上傳票 | 別紙様式第9号 |

(事務引継書の様式)

第5条 経理規則第8条に規定する経理責任者交代時の引継書の様式は、別紙様式第10号のとおりとする。

(預金口座の開設又は廃止申請書の様式)

第6条 経理規則第11条に規定する金融機関等における預金口座の開設又は廃止にあたっての申請用紙は、別紙様式第11号のとおりとする。

(請求書の様式)

第7条 経理規則第17条に規定する請求書の様式は、別紙様式第12号1～3のとおりとする。

(領収書の様式等)

第8条 経理規則第19条第1項に規定する領収書の様式は、別紙様式第13号1～2のとおりとする。

2 経理規則第19条第2項に規定する出納責任者領収印は、別表第2のとおりとす

る。

(領収書払出請求書の様式)

第9条 経理規則第20条第2項に規定する領収書払出請求書の様式は、別紙様式第14号のとおりとする。

(預り金の種類)

第10条 経理規則第23条に規定する預り金の種類は、別表第3のとおりとする。

(立替払いのできる経費の種類)

第11条 経理規則第25条第1項に規定する立替払いのできる経費の種類は、次のとおりとする。

(1) 出張において緊急やむを得ない経費が必要なとき。

(2) その他経理責任者が必要と認めたもの。

(月次報告書)

第12条 経理規則第26条に規定する月次報告書は、次のとおりとする。

(1) 財務状況報告書

(2) 現金預金の残高明細書

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか会計事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

寄附金領収書

様

寄附金額

円

上記のとおり寄附金を受領しました。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長

〇 〇 〇 〇 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号に基づき財務大臣が指定した寄付金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものです。

- (注)1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄付金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

寄附金領収書(控)

様

寄附金額

円

上記のとおり寄附金を受領しました。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長

〇 〇 〇 〇 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号に基づき財務大臣が指定した寄付金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものです。

- (注)1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄付金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

別紙様式第 1 4 号

領収書払出請求書

(元号) 年 月 日

事務局出納責任者 殿

出納責任者

印

下記のとおり領収書の払い出しを請求致します。

_____ 冊

領収書払出請求書 (控)

(元号) 年 月 日

事務局出納責任者 殿

出納責任者

印

下記のとおり領収書の払い出しを請求致します。

_____ 冊